

## 協定項目 23 - 15号 資料

### 農林水産関係事業について

#### 1. 協議項目の要旨・留意点

農林水産関係に関する事業・制度について検討する。

農林水産業の施策については、従来からの経緯や地域の特性を活かし、新市において安定的かつ継続的な振興を図るため、引き続き事業の推進に努めるものとする。

#### 2. 提案の理由

各種事務事業については、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案する。

#### 3. 協定（協議）先進事例

##### 兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
  - イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。
  - ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。
- (2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。
  - ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。
  - イ 農会長会については、合併時に統合する。
  - ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。
  - エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。
- (3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。
- (4) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 農林業関係基金については、合併時に合計額を持って基金を設置する。

##### 香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 農林水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。

町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。ただし、農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農地流動化推進助成事業については、新市において実施する。

(2) 農林水産関係団体等については、次のとおり取り扱うものとする。

漁業協同組合については、新市との一体性を保つために、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努めるものとする。

転作関係団体及び農業経営者団体については、現行のとおりとし、組織を新市に引き継ぐものとする。ただし、将来の統合に向けて検討ができるよう指導する。

土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。

農林水産業施策の推進を図るための協議会等の組織については、新市において新たに設置する。

(3) 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。

(4) 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当該事業の促進体制（組織等）については、新市において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新市で調整し新たに作成する。

(5) 生産調整（転作）については、新市において調整する。

(6) 林道・漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(7) 林地開発については、合併時に調整する。

(8) 漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。

#### 長崎県杵岐四町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

農林関係事業の取扱いについては、以下のとおり調整を行う。

(1) 農政関係事業

イ．農業振興地域整備促進事業については、新市において農業振興地域整備計画を策定する。

ロ．農業経営基盤強化促進対策事業については、新市において経営対策体制整備の地域農業マスタープランを作成する。

ハ．農地流動化地域総合推進事業については、新市において目標面積を設定し推進する。

ニ．米の生産調整については、生産調整推進基本計画を新市において策定し実施する。

なお、生産調整の助成については、合併前に調整し合併時から適用する。

ホ．中山間地域等直接支払事業、有害鳥獣駆除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ヘ．各種関係団体については、合併時前に調整し合併時から適用する。

ト．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し合併前に調整し合併時から適用する。

チ．各町の産業まつり等及び農業機械銀行等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 畜産関係事業

イ．国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、地

元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ロ．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

#### (3) 林務関係事業

イ．造林事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、地元負担に対する町助成については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ロ．林道、森林病虫害対策（航空防除等）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ハ．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

#### (4) 農業農村整備関係事業

イ．国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ロ．農道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ハ．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ただし、各土地改良区運営費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 水産関係事業の取扱い

(1) 水産関係事業の補助金等については、4町の従来からの経緯、実情に配慮しつつ、均衡を失しないよう合併前に調整し合併時から適用する。

(2) 漁港等の水産関係施設及びその利用料、占用料、使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

1. 農業振興地域整備計画については、広島県による農業振興地域の指定が変更された後に新たな計画を策定するものとし、それまでの間、現行どおりとする。

2. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者制度の基準となる営農類型については地域の特性に配慮し設定する。

3. 農業振興の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 生産調整制度については、国の動向を踏まえて、合併までに調整を図る。

(2) 作物振興に関する助成制度については、新市において総合的・体系的な制度を設け、積極的な支援に努める。

(3) 中山間地域等直接支払制度については、現行どおりとする。

(4) 利子補給制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとする。

- ( 5 ) 集落営農組織については、その活動を支援する。
- 4 . 有害鳥獣対策については次のとおりとする。
- ( 1 ) 新市における駆除体制について、有害鳥獣駆除対策協議会は統一し、駆除班は現行どおりとする。
- ( 2 ) 鳥獣被害防止対策助成については、新市において統一する。
- 5 . 市民農園等の管理運営については、現行どおりとする。
- 6 . 畜産振興については次のとおりとする。
- ( 1 ) 各種助成事業については、「和牛改良3原則」の推進を基本とし、制度を統一して積極的に支援する。
- ( 2 ) 酪農振興のため、ヘルパー制度に対して助成する。
- ( 3 ) 個々の畜産農家が行う肥育経費への助成は廃止する。
- ( 4 ) 畜産振興総合対策事業特別導入事業については廃止する。なお、合併時において制度を適用中のものは現行どおりとする。
- 7 . 農業基盤整備については、次のとおりとする。
- ( 1 ) 国庫補助事業の新市と受益者との負担割合については、等分とすることを原則とする。
- なお、合併時において継続している事業については、現行どおりとする。
- ( 2 ) 単独県費補助事業の新市と受益者との負担割合については、等分とする。
- ( 3 ) 新市単独補助事業については、補助対象事業費を30万円以上かつ単独県費補助事業採択基準額未満とし、補助率を2分の1とする。要件等は合併までに調整する。
- ( 4 ) 利子補給及び償還助成制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとする。
- 8 . 地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。
- 9 . 市町村森林整備計画については、次期計画の策定時まで現行どおりとする。
- 10 . 林業振興については、次のとおりとする。
- ( 1 ) 合併時において継続している国庫補助事業等については、現行どおりとする。
- ( 2 ) 流域公益保全林総合整備事業等については、森林組合が事業主体となるよう調整を図る。なお、町村による単独補助制度については廃止する。
- ( 3 ) 松くい虫防除事業については、計画的に実施する。
- ( 4 ) 作業道整備にかかる町村単独補助制度については廃止する。
- ( 5 ) 森林組合への補助については、合併までに調整を図る。
- 11 . 小規模崩壊地復旧事業の新市と受益者との負担割合については、等分とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			【マスタープラン】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・地域農業マスタープランについては、新市に移行後、速やかに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	マスタープラン	マスタープラン	マスタープラン	マスタープラン	マスタープラン
策定年度	平成11年度	平成11年度	平成11年度	平成11年度	平成11年度
計画期間	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度
目的	・地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等担い手の育成、農用地の利用集積をはじめ、新規就農者の育成、確保、女性・高齢者対策等総合的な経営対策を推進するための体制を整備するとともに、これらの対策の計画的な推進を図る。	・関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また関係機関で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析を行う。 ・集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域農業団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。	・関係機関、団体及び農業者を含む地域関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため、認定志向農業者等に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。	・関係機関、団体及び農業者を含む地域関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため、認定志向農業者等に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。
事業概要	(1)経営対策体制整備推進事業・地域マスタープランの目標設定及び推進の検討 (2)農業経営基盤強化促進対策事業、認定農業者の育成指導	(1)推進協議会の開催(年2回) (2)地域農業マスタープランの推進と進行管理	(1)経営対策体制整備促進事業 地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 経営生産対策推進会議の開催 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 認定農業者の育成指導(認定農業者数21名法人4名計25名) 基本構想実践推進会議の開催 (3)農地流動化地域総合推進事業 農地の出し手、受け手の意向調査等 農地情報管理システムによる管理 調査員による個別訪問 (4)農地利用集積実践事業 農地の利用権設定等による農地の集積 集積促進員による個別訪問	(1)経営対策体制整備促進事業 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (3)農地流動化地域総合推進事業 (4)農地利用集積実践事業	(1)経営対策体制整備促進事業 地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 経営・生産対策推進会議の開催 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 認定農業者の育成指導 (認定農業者数:33名) 基本構想実践推進会議の開催
負担割合	経営対策体制整備推進事業 事業費 106千円(県1/2 市1/2) 農業経営基盤強化促進対策事業 事業費 320千円(県1/2 市1/2)	国1/2 町1/2	(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 町1/2) 事業費 185千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業(県1/2 町1/2) 事業費 867千円	(1)経営対策体制整備促進事業 (県1/2 町1/2) 事業費 285千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業(県1/2 町1/2) 事業費 455千円 (3)農地流動化地域総合推進事業 (県1/2 町1/2) (4)農地利用集積実践事業 (県1/2 町1/2)	(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 町1/2) 事業費 285千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (県1/2 町1/2) 事業費 455千円
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
名称	マスタープラン	該当なし	マスタープラン	該当なし	・新市に移行後、早急にプランを策定する必要がある。 ・各市町村の地域性を考慮したプランを作成する必要がある。 ・推進会議の一本化が必要ではないか。
策定年度	平成11年度		平成11年度		
計画期間	平成12年度～16年度		平成12年度～16年度		
目的	関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。		関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。		
事業概要	(1)経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 ・アクションプログラム作成		(1)経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 ・アクションプログラム作成		
負担割合	(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 村1/2) 事業費 204千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業(県1/2 村1/2) 事業費 110千円		(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 村1/2) 事業費 250千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業(県1/2 村1/2) 事業費 245千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		[農業振興助成(融資関係市町村単独)]	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・農業振興助成制度(融資関係市町村単独)については、新市に移行後、速やかに調整する。			
分野名	樋脇町	その他市町村	課題・問題点	
名称	樋脇町農業振興資金	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樋脇町で町単補助事業を実施している。(国・県等の制度資金を利用できない農業者等に対し、利子の一部を補給して実質利息を下けている。)</li> <li>・現在は樋脇町だけの取り組みであるが新市全体で取り組んだ方が良いのではないか。基金積立を多くし、融資上限額を引き上げた方が良いのではないか。</li> </ul>	
目的	農業者等が自主的に能率的な農業技術を導入することを促進するため、農業者等に対し農業振興資金の貸付を行う農協に対し、町が農業振興に必要な資金を預託し、もって農業経営の安定に資する。			
内容	預託金利/年利1分以内 貸付に係る農業振興資金/年利3分5厘以内			
種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 果樹の生産及び施設に要する資金</li> <li>(2) 優良茶生産に要する資金</li> <li>(3) 和牛の生産に供するため2代登録牛以上の子牛導入に要する資金</li> <li>(4) 若齢肥育素畜の導入に要する資金</li> <li>(5) 優良種豚導入に要する資金、ただし常時3頭以上飼育するもの</li> <li>(6) 葉たばこの生産安定に必要な機械及び施設の導入に要する資金</li> <li>(7) 園芸の生産及び施設に要する資金</li> <li>(8) 特用林産物振興及び省力化に要する資金</li> <li>(9) 畜舎施設に要する資金</li> <li>(10) 畜産環境保全等施設に要する資金</li> </ul>			
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 10a当たり750,000円</li> <li>(2) " 500,000円</li> <li>(3) 1頭当たり350,000円</li> <li>(4) " 300,000円</li> <li>(5) " 90,000円</li> <li>(6) 1件当たり450,000円</li> </ul>			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【農業公社設立準備事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
事業概要	農業公社の設立(17年度)に向けて、設立検討委員会等を発足し、施設整備や運営手法等の事業計画について、調査・研究するもの。	該当なし	・農業公社の設立により、農家の負担軽減と担い手等の育成を推進していくこととなり、地域農業の振興が図れることとなる。 ・新市の農業公社についても、市と農協で運営経費を助成しながら、事業を展開していくもので、合併という問題もあり、事業計画の策定については、十分調査・研究をする必要がある。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織の設立(14年度) 設立検討委員会 専門部会</li> <li>組織の設立(15年度) 設立準備委員会 設立準備委員会幹事会</li> <li>先進地研修 島根県横田町 県内(川辺町、志布志町、松山町、横川町)</li> <li>アンケート調査 農家を対象に農業公社を設立するにあたり、依頼したい農作業や公社に対する要望について調査する。</li> </ul>			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【研修センター(公民館関係)管理】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・研修センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	樋脇町	その他市町村	課題・問題点	
名称	野下地区営農研修館	塔之原一区多目的集会所	該当なし	管理運営方法が異なる。
目的	地区の話し合い活動の拠点として建設した営農研修館の維持管理費。	地区の話し合い活動の拠点として建設した営農研修館の維持管理費。		
設置年度	昭和57年	平成2年度		
管理方法	野下校区公民館に委託	塔之原一区公民館に委託		
施設概要	研修館	集会場		





川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【市町民農園(ふれあい農園)】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・市町民農園(ふれあい農園)については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	その他町村	課題・問題点
名称	ふれあい健康農園	ふれあい農園	市民ふれあい農園	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川内市は平成16年度で終了後、農業公社に移行予定。</li> <li>・樋脇町は利用はなく、草刈りのみ町建設課が実施。</li> <li>・入来町はきんかんの里へ委託し、運営を行っている。</li> <li>・管理(草刈り)・利用者のモラル等に問題あり。</li> </ul>
目的	市民に農業にふれあう場としての「ふれあい農園」を開設し、農業への理解を深めてもらう。	町民にふれあい農園を開設し、ゆとりやすらぎを与えることを目的とする。	入来町に置ける農村地域の活性化を図るとともに、都市住民に対し農業生産の場を提供し、農業に対する理解を深めていただく場を提供する。		
設置年度	平成11年度		平成9年		
管理方法	さつま川内農業協同組合に委託	直営	きんかんの里へ委託		
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料：3,000円/年</li> <li>・区画数：40区画</li> <li>・面積：4,000㎡、100㎡/区画</li> </ul>		面積：4,290㎡、35㎡/区画		
実績 (平成13年度)	利用者数 20名(うち2人が2区画)				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【生産総合対策事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・生産総合対策事業(畜産ハ・ド 畜産経営活性化事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	入来町	その他市町村	課題・問題点	
名称	畜産経営活性化事業	該当なし	現在、債務負担行為にて補助金の支出がなされている。	
目的	新規就農舎の確保・育成を推進するとともに遊休畜舎の有効活用を図ることを目的とする。			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業種目 離農跡地及び後継者不在経営施設の施設整備</li> <li>・事業要件 事業主体が離農者等から買入れた施設・機械を改修・整備後に新規就農者に一定期間貸付しその後譲渡販売する。</li> <li>・事業対象年度 平成14年から15年</li> <li>・平成14年 事業費 19,279,230円</li> <li>遊休畜舎購入 1,691.2㎡、畜舎敷地の購入 5,054㎡、設改修設計委託、畜舎改修工事、タイヤショベル購入</li> <li>・平成15年計画 10,080,000円</li> <li>繁殖素牛24頭購入 1頭420,000円以内</li> </ul>			
補助率	国 1/2 町 1/5			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【畜産振興助成制度(融資関係)】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	その他町村	課題・問題点
資金名	大家畜経営活性化資金	大家畜経営活性化資金利子補給	大家畜経営活性化資金	該当なし	各市町の規則の補給率に相違がみられる。 債務負担行為にて実施がなされている。
目的	毎年の約定償還のうち返済不能分を長期、低金利に借り換え国県市等が利子補給を行う。	借入金の多い大家畜経営に対し、財務管理指導とともに中央家畜会の助成により実施される大家畜経営活性化資金の融通に対して、この資金借入農家の利子負担軽減措置として、上乗せ利子補給を行う。	肉用牛生産農家の生活向上を図るため、大家畜経営活性化資金特別融通助成資金実施要綱に基づいて予算の範囲内において大家畜経営活性化資金利子補給を行う。		
利子補給率	0.05%以内	利率は、毎年貸付実行月(11月)に決定。	町年利子補給率0.12%以内		
対象者			<ul style="list-style-type: none"> <li>・さつま川内関係農家 1戸</li> <li>期末貸付額 24,180,000円</li> <li>・県開拓農協 2戸</li> <li>期末貸付額 70,788,000円</li> </ul>		
資金名	大家畜経営改善支援資金				
目的	毎年の約定償還のうち返済不能分を長期、低金利に借り換え国県市等が利子補給を行う。				
利子補給率	0.05%以内				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【肉用牛貸付事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・肉用牛特別導入事業については、合併時に新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業名	川内市肉用牛特別導入事業	樋脇町肉用牛特別導入事業	入来町肉用牛特別導入事業	東郷町特別導入事業	祁答院町特別導入事業
概要		この事業は、樋脇町が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付を受けようとする満60歳以上の農家に一定期間貸付後その者に譲渡する事業。	この事業は、入来町が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付を受けようとする農業者に一定期間貸付後その者に譲渡する事業。	高齢者等による肉用雌牛の飼養を促進し、畜産振興及び高齢者等の福祉向上に資するため、基金を設置する。	高齢者等による肉用雌牛の飼養を促進し、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に資するため、基金を設置する。
貸付対象者	市内に住所を有し、満60歳以上のもの及び出稼ぎ等により概ね30日以上にわたって不在の世帯に属し成年に達しているもの。		満60歳以上のもの	町内に住所を有する60歳以上の高齢者	
基金の額				1,450万円以内	
基金からの取り崩し限度額		1頭当たりの取り崩し限度額は412千円とする。	1頭当たりの取り崩し限度額は413,627円とする。	1頭当たりの取り崩し限度額は400千円とする。	
導入対象家畜			繁殖用に供する肉用育成雌牛(生後4ヶ月から18ヶ月齢未満)		
貸付限度額	1人につき、2頭までとし、1頭につき400,000円			一頭当たり 400千円	300千円
貸付期間	5年間			5年間	5年
利息				無利子	無利子
里村・上甌村・下甌村・鹿島村 該当なし					課題・問題点
					甌島を除く市町村で実施されているが、それぞれ基金造成額や貸付限度額に相違が見られる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		[肉用牛貸付事業]	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・肥育素牛導入事業及び優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。			
分野名	川内市	祁答院町	その他町村	課題・問題点
事業名	川内市肥育素牛導入資金貸付基金	祁答院町肥育素牛購入貸付金	該当なし	川内市・祁答院町の単独の貸付事業であり、それぞれ基金造成がなされている。
概要		農家の所得向上と経営の安定を図るため、肥育素牛の購入に必要な資金を貸付ける。		
貸付対象者	市内に住所を有する肥育農家。			
貸付限度額	1人につき、4頭までとし、1頭につき350,000円	貸付 400千円以内		
貸付期間	2年間	2年以内		
利息		無利子		
分野名	東郷町	祁答院町	その他市町村	課題・問題点
事業名	東郷町優良雌牛貸付事業	祁答院町優良牛購入資金貸付金	該当なし	東郷町・祁答院町の単独の貸付事業であるが、貸付対象、貸付限度額に相違が見られる。
概要	肉用牛の改良増殖を促進し本町畜産振興を図るため東郷町優良牛保留貸付基金を設置する。	農家の改良増殖を図るため計画的に導入する肉用牛の購入に必要な資金を貸付ける。		
貸付対象者	町内に住所を有し肉用牛の適切な管理が可能であること。 薩摩畜産農業協同組合連合会の主催する子牛展示品評会においてA級以上の子牛を自家保留するもの。 町長が特に優秀と認めた子牛を自家保留するもの。 町長が特に優秀と認めた生後48ヶ月以上70ヶ月未満の繁殖牛で繁殖障害のないもの。			
基金の額	1,500万円以内			
貸付限度額	子牛1頭 30万円 成牛1頭	子牛・成牛 600千円以内		
貸付期間		・子牛 5年貸付 ・成牛 3年貸付		
利息		子牛・成牛 無利子		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【肉用牛貸付事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・肉用牛付加価値利用貸付事業・営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。			
分野名	東郷町	その他市町村	課題・問題点	
事業名	東郷町付加価値利用資金貸付事業	該当なし	東郷町のみ貸付事業であるため調整が必要である。	
概要	肉用牛の付加価値を高め経営の安定を図るため基金を設置する。			
貸付対象者	町内に住所を有し肉用牛の適切な管理者が可能なこと。 薩摩郡畜産農業協同組合連合会の主催する子牛セリ市において、繁殖素牛又は肥育素牛を目的とし子牛を自家保留するもの。			
基金の額	300万円以内			
貸付限度額	1頭 20万円			
貸付期間	30ヶ月(利息)			
利息	無利子			
分野名	里村	その他市町村	課題・問題点	
事業名	里村営農改善家畜貸付事業	該当なし	里村のみ貸付事業であるため調整が必要である。	
概要	家畜の主産地化と農業経営の自立化のための基盤の確立に資するため、村の所有する肉用雌畜の貸付け、譲渡及び果実の譲与を実施する。			
貸付対象者	里村に居住し、農業を営む者であって次に掲げる要件を満たす者の中から借受者を選定し、無償で貸付ける。貸付けを受けようとする者が作成した営農改善計画において、飼養頭数が5年以内に、肉用牛にあつては成牛3頭以上、雌豚にあつては成豚3頭以上となり、かつ飼養頭数に見合う飼料基盤を整備するものであつて、当該計画を達成し、農業経営を継続する見込みがある者。			
基金の額	毎年度2,000千円以内			
貸付限度額	家畜の貸付頭数は、一農家当たり10頭以内とする。ただし、村長が必要と認める場合は、経営能力、公害などを考慮して増頭を認めることができる。			
貸付期間	肉用雌牛 5年以内、雌豚 3年以内			
利息				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【肉用牛貸付事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	里村	上甌村	下甌村	その他市町村	課題・問題点
事業名	特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)	特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)	特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)	該当なし	甌三村のみ対象となる貸付事業であり、事業を実施する中で相違はない。
概要	優良雌牛の導入により、生まれてくる子牛の品質向上を図る。	畜産農家の経営の確立・安定を図るため、「特定離島ふるさとおこし推進事業」、家畜貸付事業の導入により、農家一戸当たり2頭を限度に県有牛の借入を行っている。 この事業で導入した雌牛は、県の備品として村が借受、村が農家に借出し、農家は借受けた年から5年後に村を通し、その購入金額の返済を行うこととなる。	優良雌牛の導入により、生まれてくる子牛の品質向上を図る。		
対象者	牛育成農家 4戸		牛育成農家 13戸		
導入時期	偶数月に実施される薩摩中央家畜市場のセリ市で導入する。		偶数月に実施される薩摩中央家畜市場のセリ市で導入する。		
貸付期間	5年		5年		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		【家畜運営診療所等】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。</li> <li>共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。</li> </ul>			
分野名	里村	上甌村	下甌村	その他市町村
目的	畜産業の振興に資するため家畜診療所を置く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済加入家畜その他の家畜に診療を行ない本村畜産行政の推進を図る。</li> <li>家畜の保健衛生の向上及び増進に寄与する。</li> <li>家畜の診療飼育管理及び経営の研究調査を行ない、畜産業の近代化、合理化経営に貢献すること。</li> </ul>	この村に、畜産業の振興に資するため家畜診療所を置く	該当なし
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の診療(獣医師は下甌村駐在とし、本村は定期的(毎週、金・土)巡回により診療を行っている。)</li> <li>薬剤の投与又は治療材料の支給</li> <li>処置手術その他の手当</li> <li>診断書、検案書その他の証明の交付</li> <li>家畜の保健衛生の指導及び相談</li> <li>家畜共済の引受、検査及び評価の指導</li> <li>共済加入家畜の損害防止の措置又は指示</li> <li>その他家畜に必要な業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済家畜の診療</li> <li>共済家畜にかかる飼養管理の指導</li> <li>損害防止</li> <li>引受検査及び評価</li> <li>家畜共済の普及及び加入推進</li> <li>その他目的達成のために必要とする業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所は、共済加入家畜その他の家畜に対し、次の診療及び業務を行うものとする。</li> <li>家畜の診療</li> <li>薬剤の投与又は治療材料の支給</li> <li>処置手術その他の手当</li> <li>診断書、検案書その他の証明の交付</li> <li>家畜の保健衛生の指導及び相談</li> <li>家畜共済の引受、検査及び評価の指導</li> <li>共済加入家畜の損害防止の措置又は指示</li> <li>その他家畜に必要な業務</li> </ul>	
職員	経済課職員が兼務	診療所長は獣医師をもって充てられているが、甌島3村は下甌村駐在として1獣医師と契約を行い毎週金、土曜日の2日間で本村、里村とを巡回診療している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所に、診療所長その他の職員を置く</li> <li>その他の職員は、兼職または嘱託員をもって、これに充てることができる。診療所長は、獣医師である技術吏員をもって充てる。</li> </ul>	
分野名	里村	鹿島村	その他市町村	
名称	里村共同畜舎	鹿島村共同畜舎設置	該当なし	
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>里村里字開1436番地1に里村共同畜舎を置く。</li> <li>畜舎を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。</li> <li>この畜舎は里村に居住する者が、共同で利用するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島村開牟田字寺田ノ3,208番地の2、鹿島村開牟田字隠迫3,226番地の2に共同畜舎を置く。</li> <li>共同畜舎使用対象者は、村内に居住して畜産業を営む者とする。</li> </ul>		
実績(平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料 24,000円 / 1年</li> </ul>			
			課題・問題点 共同畜舎は里村と鹿島村で設置されているが、今後施設の老朽化や使用料金等の改正も予想される点等を考慮する必要がある。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		【山羊研究所飼育事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul>			
分野名	鹿島村	その他市町村		
名称	山羊研究所飼育事業	該当なし		
目的	村営牧場の有効利用推進のため肉用牛以外の家畜(山羊)も放牧できるように、施設整備を行い、当面は行政主体で産業化を図り、後に住民に普及し畜産振興の促進を目的とする。			
管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度から3年間研究飼育として10頭の生産山羊を購入して繁殖飼育を行う。鹿大農学部飼育に関する技術指導。</li> <li>販路開拓。畜舎(山羊小屋)の整備。牧場整備(外柵等)。</li> </ul>			
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>牧場面積 13ha</li> <li>容認頭数 肉用牛 30頭、山羊 300頭</li> </ul>			
実績(平成13年度)	1日1頭 80円			
		管理運営方法が異なる。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【市町村森林整備計画】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内市森林整備計画	樋脇町森林整備計画	入来町森林整備計画	東郷町森林整備計画	祁答院町森林整備計画
目的	森林法に基づき全国森林計画に則して森林計画区別に、民有林につき、5年ごとに10年を1期とする市町村が定める市町村森林整備計画を樹立する。市の森林整備におけるマスタープラン。	市町村ごとに、5年を1期とする事業別、事業区分別、事業主体別に計画期間内の事業量等を示す計画書の作成。	5年ごとに10年を1期とする入来町森林整備計画の作成。	市町村の10年を1期とし5年ごとに、事業別・事業区分別・事業主体別に計画期間内の事業量等を示す計画書の作成。	市町村ごとに10年を1期とし5年ごとに、事業別・事業区分別・事業主体別に計画期間内の事業量等を示す計画書の作成。
計画期間	平成12年度～平成21年度			平成12年度～平成21年度	
計画の概要	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した川内市における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した樋脇町における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	入来町森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した入来町における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。計画期間は、10年間として5年ごとに見直していく。	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した東郷町における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した祁答院町の森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
名称	里村森林整備計画	上甌村森林整備計画	下甌村森林整備計画	鹿島村森林整備計画	
目的	市町村が、地域の实情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とする。	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能を充実し機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能を充実し機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能を充実し機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。	・森林整備計画期間 平成12～21年度 平成17年度更新。 ・この計画書は市町村における森林整備のマスタープランであり、計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく。 ・合併した後の計画については、県の方針・指導に基づいて行う。 ・16年度中に17年4月に始まる新市森林整備計画書の編成を行う。
計画期間	・最新の計画樹立は平成12年度(平成13年度変更)。 ・計画期間は平成12～21年度。	平成12年4月1日～平成22年3月31日 10ヶ年	平成12年4月1日～平成22年3月31日 10ヶ年	平成12年4月1日～平成22年3月31日 10ヶ年	
計画の概要	里村森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した里村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく。	上甌村森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した上甌村における森林整備のプランであり、地域森林整備方針を定めている。計画期間は10年間としている。	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した下甌村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	鹿島村森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した鹿島村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく。	



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			〔県費単独補助治山事業〕	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・県費単独補助治山事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	桶脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る。	人家の裏山が自然災害より崩壊した林地を復旧する。	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る事業で、町が事業主体となる。人家の裏山が自然災害により崩壊した林地を復旧する。	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る。	山地崩壊により人家等に被害が及ぶもののうち、国庫補助の対象とならない崩壊地の復旧を図る。
概要	箇所の事業費が80万円以上800万円以下 人家等で2戸以上の保護人家等で2戸以上の保護		1箇所の事業費が80万円以上800万円以下が対象。	1箇所の事業費が80万円以上800万円以下が対象。	
負担割合	県 7/10 市 3/10 地元負担無し、測量設計は補助事業内で実施	県 70% 町15% 地元15%	県 70%～50% 町 15%～35% 地元 15%	県70% 町15% 地元15%	県 70% 町 25% 受益者 5%
実績 (平成13年度)	平成13年度 治山工事 6箇所 事業費 30,000千円(県補助金21,000千円)	H13 0円	平成13年度 7,500,000円	13年度 1箇所 事業費6,000,000円	H13 18,600,000円
分野名	里村 該当なし	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
目的		自然災害により崩壊した林地で、国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る。	国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある山地の予防工事で市町村営の県単治山事業。	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元負担金の割合が、市町村によって、0%・5%・15%・25%の4種類の負担割合がある。</li> <li>・測量委託を補助と単独で行っている。</li> <li>・地元負担金割合の調整が必要。</li> <li>・測量委託の調整が必要。</li> <li>・条例の検討が必要。</li> </ul>
概要			治山堰堤、水路(溪流)の整備、山腹の整備(防護ネット)等		
負担割合			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村防災計画登載(前年度3月までの登載) 県70% 地元30%</li> <li>・市町村防災計画登載(登載なし・当年度途中登載) 県50% 地元50%</li> <li>・地元負担については、分担金条例で村1/2 受益者1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県 70%</li> <li>村 30%</li> </ul>	
実績 (平成13年度)		H13 0円	H13 0円	H13 0円 (件数 0件)	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業				【鳥獣飼養許可】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・鳥獣飼養許可については、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
目的	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲、飼養を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	
概要	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 1,000円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	
実績 (平成13年度)	平成13年度 24件 81,600円	平成13年度 25件 25,000円	平成13年度 2件 6,800円	13年度 16件 54,400円	13年度 1件 3,400円	
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点	
目的	鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とする。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とする。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	・メジロ・ホオジロ等の手数料は、1件当たり樋脇町1,000円で他市町村は3,400円である。 ・13年度の実績件数は、祁答院町1件～樋脇町25件である。 ・メジロ・ホオジロ等の手数料の調整が必要。 ・条例制定が必要である。	
概要	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	
実績 (平成13年度)	平成13年度 4件 13,600円	平成13年度 10件 34,000円	平成13年度 7件 23,800円	平成13年度 8件 27,200円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【林業施設整備】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・林業施設整備については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	木製展望所(城上町鹿倉)	丸山生活環境保全林整備	・向山自然公園管理 ・八重山国有林遊歩道等整備事業及び管理	該当なし	・百年杉の館(蘭牟田池) ・滝の山休憩所 ・林業後継者交流館 ・森林広場(5,600㎡)、森林浴歩道橋(2029.5m)、木製歩道橋(20.6m)、東屋(3基)、デッキ
管理方法					委託契約 (林道維持管理員)
管理内容		丸山生活環境保全林内の草払い、ごみ拾い。	・林業構造改善事業で設置した公園や建物等の維持管理。 ・国有林にある珍しい石積みや滝までの遊歩道等の整備及び管理		
実績 (平成13年度)	2,310,000円	1,456,000円	2,567,000円		4,818,000円
分野名	里村・上甌村・下甌村・鹿島村				課題・問題点
名称	該当なし				委託による管理、シルバ-人材センター等賃金及び使用料による支出等市町によってばらつきがある。
管理方法					
管理内容					
実績 (平成13年度)					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【林業振興推進協議会】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内市林業振興推進協議会	樋脇町林業振興推進協議会	入来町林業振興推進協議会	該当なし	祁答院町林業構造改善事業協議会
事業内容	川内市の林政全般の施策に関する諮問機関である。総合計画、農林水産業振興計画、森林整備計画等市のマスタープランに対する意見を求めるもの。	樋脇町の林業振興に関し、町と林業関係機関が一体となって方策を総合的かつ円滑に施策を推進する。	入来町林業の振興に関し、町と林業関係機関及び団体が一体となってその方策を総合的かつ円滑に施策を推進する。		林業関係各種補助金申請等、事業計画の策定、森林計画(市町村森林整備計画)の立案・変更、各種協議会等事務その他
任期	2年	2年	2年		
人数	10名(会長1名、副会長2名、事務局:農林水産課)	12名以内(会長1名、副会長1名、事務局:経済課)	12名以内(議会の代表3名・森林組合の代表3名・学識経験者3名、事務局:経済課)		15名以内(会長1名、副会長1名、事務局:経済課)
実績(平成13年度)	年一回開催 報酬 37,600円(一人当たり4,700円)	報酬39,900円(一人当たり 5,700円)	78,750円		0円
分野名	里村・上甑村・下甑村・鹿島村				課題・問題点
名称	該当なし				・各市町村(構成・人数・日当賃金等)異なっている。 ・会議の開催は4月である。 ・委員の構成等条例が必要
事業内容					
任期					
人数					
実績(平成13年度)					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				[火入れ許可]	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
目的	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	入来町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續きその他必要な事項を定めること。	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	
内容	森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を市長に提出、市長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、川内地区消防組合にその旨通知する。	森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を町長に提出、町長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、地元消防組合にその旨通知する。		森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を町長に提出、町長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、地元消防組合にその旨通知する。	森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を町長に提出、町長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、地元消防組合にその旨通知する。	
火入れの許可の対象期間						
許可件数(平成13年度)	24件	0件	13件	39件	5件	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	
目的	里村の森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れについて、適正な実施を行うことを目的とする。	上甌村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續きその他必要な事項を定めることを目的とする。	下甌村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續きその他必要な事項を定めることを目的とする。	鹿島村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續きその他必要な事項を定めることを目的とする。	・川内市・樋脇町・入来町・祁答院町・里村・鹿島村は林務係で行っている。他の東郷町・上甌村・下甌村は総務課で行っている。 ・森林法第21条に火入れ許可であるが、火入れによる地捨えは無いので受付窓口は総務課で良いのではないか。	
内容	・経済課で受付後、総務課消防係へ進達。 ・許可申請 ・許可要件 ・許可証の交付等 ・許可後における指示 ・火入れの通知 ・消防団への連絡 等	許可申請書等の受付及び火入れの通知他は総務課消防係で行う。	許可申請書等の受付及び火入れの通知他は総務課消防係で行う。	・火入れの許可を受けようとする者は、火入れを行おうとする期間の開始する日の5日前までに、火入れ許可申請書2に、火入れを行おうとする土地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図と申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写しを添え、村長に提出する。申請者は、火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者を定め申請者に明示しなければならない。		
火入れの許可の対象期間				1件につき10日以内		
許可件数(平成13年度)				16件		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			【農業農村整備管理計画】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農村振興整備計画等を国県へ報告し、予算確保等に反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。
概要	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。
分野名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	課題・問題点
目的	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等に反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等に反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	各市町村が5ヶ年計画として策定した農業農村整備事業を、県の示した様式により耕地事務所へ提出、アリリングを受け、予算確保に反映させる。
概要	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	・農業推進に必要な農業農村整備事業が導入できるように他事業との調整・基礎づくりを進める。 ・村内消費への供給体制の確立と販売につながる農業の振興を図る。 ・現在本村において、実施・計画中の農業農村整備事業はない。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【農道等の使用(占有)許可】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農道等に関する使用(占有)許可は、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	地下に埋設する電線、水管、下水道管、ガス管について快適な市民生活向上を目的に各管理者の申請に基づき許可書の発行を行うもの。	道路法、道路法施行例及び施行規則、町規則に基づき、町が管理する農道の占有に関し必要な事項を定める。	道路法、道路法施行例及び施行規則、町規則に基づき、町が管理する農道の占有に関し必要な事項を定める。	道路法、道路法施行例及び施行規則、町規則に基づき、町が管理する農道の占有に関し必要な事項を定める。	農道占有許可条例がないため、道路法、道路法施行例及び施行規則、町条例に準じて町が管理する農道の占有に関し必要な事項を定める。
概要	・電話線、電力線、水管下水道管、ガス管について各管理者の申請に基づき法令の規定を順守され、許可条件を附して許可するもの。 ・道路占有許可申請書、道路専用料減免申請書、道路工事施工許可申請書、川内市土地改良区の同意書が必要。	道路占有許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている「樋脇町道路占有料徴収条例」、「樋脇町道路占有等に関する規則」に準じて事務を行う。	農道の占有については、現地確認後占有許可を行い、併せて構造物の施工を行う場合においては、工事施工申請書を徴収し審査の上、許可を行う。	農道の占有については、現地確認後占有許可を行い、併せて構造物の施工を行う場合においては、工事施工申請書を徴収し審査の上、許可を行う。	農道の占有については、現地確認後占有許可を行い、併せて構造物の施工を行う場合においては、工事施工申請書を徴収し審査の上、許可を行う。
申請件数	・道路・河川占有等許可関連事務(農道関係) 平成13年 50件申請。				
占有料		樋脇町道路占有料徴収条例による。	入来町道路占有料徴収条例による。	東郷町道路占有料徴収条例による。	
占有料の減免		道路の占有を許可したとき、次に掲げる場合は、これを減免することができる。 (1)公共団体が直接公共の用に供するとき、但し、営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。 (2)その他道路管理者が天災、地変その他特別の理由があると認めるとき。	道路の占有が次の事項に該当すると認めるときは、占有料の一部又は全部を免除することができる。 (1) 公営企業のために占有するとき、(2) 通路を設けるため必要な路端のり敷又は側溝上を占有するとき、(3) 公衆の用に供する上下水道の事業のために占有するとき、(4) 交通に支障を来たさないこと又は道路保善上、当該施設の設置のために占有するとき、(5) 地先から雨水又は汚水を悪水路等に排せつするために必要な排水管等の埋設のために占有するとき、(6) 祝日祭典縁日、市等のために臨時に占有するとき、(7) 交通に何ら支障を来たさないことを条件とした電線軒先その他これらに類する軽易な施設のために占有するとき。	(1)道路法第35条に規定する事業又は地方財政法第6条に規定する公営企業のために占有するとき、(2)道路を設けるために必要な路端、のり敷又は側溝上を占有するとき、(3)公共の用に供する上下水道事業、水管・ガス管の各戸引き込み、かんがい施設設置のために占有するとき、(4)無料で常時一般交通の用に供し、これによって交通の便益を増進できる施設の設置のために占有するとき、(5)地先から雨水又は汚水を悪水路等に排せつするために必要な排水管等の埋設のために占有するとき、(6)祝日、祭典、縁日、市等のため臨時に占有するとき、(7)電線、軒先その他これらに類する軽易な施設のために占有するとき。	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
目的	農道占有許可条例がないため、道路法、道路法施行例及び施工規則、村条例に準じて村が管理する農道の占有に関し必要な事項を定める。	村の管理する農道の占有協議について必要な事項を定め、健全な維持管理を目的とする。	村の管理する農道の占有協議について必要な事項を定め、健全な維持管理を目的とする。	村の管理する農道の占有協議について必要な事項を定め、健全な維持管理を目的とする。	申請書様式、占有期間、許可条件、許可証等様式の統一や許可手順の統一を整備する必要がある。
概要	・道路占有等許可関連事務 道路占有許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」、「里村道路占有料徴収条例」、「里村道路占有料徴収条例施行規則」によって事務を行っている。 ・河川占有等許可関連事務 河川占有許可事務と河川工事施行承認事務とに区別されている。 「河川法」、「河川法施行規則」によって事務を行っている。	道路占有については、現地確認後占有許可書を発行し、工事施工が必要な場合においては工事施工申請書を徴収する。 一般道路と同様に取扱っている。	道路占有については、現地確認後下甌村公有財産管理規則に基づき、使用許可申請書を提出してもらい許可書を発行している。 一般道路と同様に取扱っている。	道路占有については、現地確認後下甌村公有財産管理規則に基づき、使用許可申請書を提出してもらい許可書を発行している。 一般道路と同様に取扱っている。	
申請件数					
占有料		上甌村道路占有徴収条例及び施行規則に基づき徴収する。	下甌村道路占有徴収条例に基づき徴収する。	下甌村道路占有徴収条例に基づき徴収する。	
占有料の減免					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				【農道等に関する境界協定申請処理】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農道・水路・法定外公共物に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
種類	農道・水路	農道・水路	農道・水路	農道・水路	農道・水路	
目的	農道を適正に管理及び処分するため、所管する農道の境界を明確にして数量を明らかにする必要がある。	農道・水路との境界を確定し、管理を適正に行う。	農道・水路との境界を確定し、管理を適正に行う。	農道・水路との境界を確定し、管理を適正に行う。	農道等の新設改良において、用地買収等のため、買収対象地と公共用地との境界を明確にするための立会い及び協議を行う。	
内容	境界は原則として財産管理者と隣接土地所有者との現地立会いによる協議成立をもって確定するものであり、境界確定協議によって確定されるのは、農道等とこれに隣接する民有地との所有権の範囲である。	民有地との境界の確認作業(農道・水路について)	民有地との境界の確認作業(農道・水路について)	公共用地境界確定申請書の受理(隣接者若しくは代理人)		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・道路境界明示申請書</li> <li>・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図</li> <li>・全部事項証明書</li> <li>・委任状(必要時)</li> <li>・その他</li> <li>【申請者への提出書類】</li> <li>・確認書</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・公共用地境界確定申請書</li> <li>・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・農道等境界協定申請書</li> <li>・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図</li> <li>・測量図等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・申請書、位置図・案内図、公図の写し(原本証明付き)</li> <li>・登記簿謄本(境界確定申請地及び隣接地・対面地)</li> <li>・委任状(土地家屋調査士等に委任している場合)</li> <li>・印鑑証明書(法人にあっては法人登記簿等)、その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・公共用地境界確定申請書</li> <li>・申請書</li> <li>・位置図、案内図</li> <li>・公図の写し(原本証明付き)</li> <li>・登記簿謄本(申請地及び隣接・対面地)</li> <li>・印鑑証明書(法人にあっては法人登記簿)</li> <li>・その他</li> </ul>	
種類	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	
目的	法定外公共物(里道・水路)の利用・管理は、地域住民の生活と密接な関係を有しており、当該地域住民に最も近い関係にある市町村において処理することが望ましい。	法定外公共物の境界を確定し、管理を適正に行う。	法定外公共物との境界を確定し、管理に適正を期す。	法定外公共物との境界を確定し、管理に適正を期す。	法定外公共物との境界を確定し、管理に適正を期す。	
内容	農道・水路については、市で買収がされていないところは国有財産として都道府県知事に対する機関委任ということで土木事務所で取り扱っている。上記以外については、耕地課で境界立会を行っている。過去に地籍調査の行われた場所については、地籍調査事業の成果をもとに現地で関係者と立会い協議により確認を行っている。	民有地との境界の確認作業(農道・水路について)	民有地との境界の確認作業(農道・水路について)	民有地との境界の確認作業(農道・水路について)	民有地との境界の確認作業(農道・水路について)	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・道路境界明示申請書</li> <li>・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図</li> <li>・全部事項証明書</li> <li>・委任状(必要時)</li> <li>・その他</li> <li>【申請者への提出書類】</li> <li>・確認書</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提出書類】</li> <li>・公共用地境界確定申請書</li> <li>・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図等</li> </ul>				



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				[農道等に関する境界協定申請処理]	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農道・水路・法定外公共物に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	里村	上断村	下断村	鹿島村	課題・問題点	
種類	農道・水路	農道・水路	農道・水路	農道・水路	・各市町村で事務処理を行っているが、事務処理手順等取扱いが異なっている。 ・申請書様式、事務手順等事務内容について、整備、統一する必要がある。	
目的	農道を適正に管理及び処分するためには、所管する農道の境界を明確にして数量を明らかにする必要がある。通常農道との境界確定を必要とするもの(隣接者)から申請に基づいて行う。	農道等と臨地との境界を確認する。		農道を適正に管理及び処分するためには、所管する農道の境界を明確にして数量を明らかにする必要がある。通常農道との境界確定を必要とするもの(隣接者)から申請に基づいて行う。		
内容	境界は原則として財産管理者と隣接土地所有者との現地立会いによる協議成立をもって確定するものであり、境界確定協議によって確定されるのは、農道等とこれに隣接する民有地との所有権の範囲である。	地権者からの要請または工事実施に伴う隣地との境界を地籍調査測量成果品等に基づき立会い、境界確認を行う。	公共用地境界確定申請書の受理(隣接者若しくは代理人)	境界は原則として財産管理者と隣接土地所有者との現地立会いによる協議成立をもって確定するものであり、境界確定協議によって確定されるのは、農道等とこれに隣接する民有地との所有権の範囲である。		
提出書類	[提出書類] ・道路境界明示申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 ・全部事項証明書 ・委任状(必要時) ・その他  [申請者への提出書類] ・確認書 ・隣接者等境界同意書 ・測量図	特に定めなし	[提出書類] ・申請書、位置図・案内図、公図の写し(原本証明付き) ・登記簿謄本(境界確定申請地及び隣接地・対面地) ・委任状(土地家屋調査士等に委任している場合) ・印鑑証明書(法人にあっては法人登記簿等)、その他	[提出書類] ・道路境界明示申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 ・全部事項証明書 ・委任状(必要時) ・その他  [申請者への提出書類] ・確認書 ・隣接者等境界同意書 ・測量図		
種類	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物		
目的	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
内容						
提出書類						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【里道に関する境界協定申請処理】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。			
分野名	川内市	樋脇町	その他町村	
種類	里道	里道	里道	<p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村で事務処理を行っているが、事務処理手順等取扱いが異なっている。</li> <li>・申請書様式、事務手順等事務内容について、整備、統一する必要がある。</li> </ul>
目的	農道と里道との関係については基本的には農道管理者が道路敷地の所有権を取得し、占用と所有の同一を図る。	里道の境界を確定し、管理を適正に行う。	該当なし	
内容	法定外公共物(里道)を拡幅等により農道認定している場合には、この農道敷地の所有権を取得する方法として道路法90条2項による譲与又は貸付の手続きが必要である。実情としては、過去道路改良等の拡幅がなされていない農道については、上記手続きが行われていない。このような農道については境界確定や用途廃止についての申請は国有財産管理者である都道府県知事(土木事務所)をお願いしている。	国有財産で譲渡を受けた里道について、民有地との境界の確認作業		
提出書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地境界確定申請書</li> <li>・申請箇所的位置図、地籍図、字絵図</li> <li>・隣接者等境界同意書</li> <li>・測量図等</li> </ul>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				[土地改良関係負担金]	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
県負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農道台帳管理賦課金 331,640円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 50,000円</li> <li>・棚田地域推進協議会負担金 20,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 711,800円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 25,000円</li> <li>・農道台帳管理賦課金 155,300円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 10,000円</li> <li>・県農業農村整備情報センター負担金 10,000円</li> <li>・県ほ場整備構造政策研究会負担金 23,000円</li> <li>・(社)農村環境整備センター会費 100,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円</li> <li>特別賦課金 11,600円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農道台帳管理賦課金 106,130円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 50,000円</li> <li>・棚田地域等保全対策協議会負担金 20,000円</li> <li>・(社)農村環境整備センター会費 100,000円</li> <li>・ダム所在市町村全国協議会 20,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円</li> <li>特別賦課金 408,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農道台帳管理賦課金 170,000円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 50,000円</li> <li>・(社)農業環境整備センター会費 100,000円</li> <li>・県農村振興技術連盟負担金 14,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円</li> <li>特別賦課金 198,750円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農道台帳管理賦課金 128,800円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 30,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 50,000円</li> <li>・県農村振興技術連盟負担金 7,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円</li> <li>特別賦課金 150,000円</li> </ul>	
川薩地域負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地区広域営農団地、農道等整備事業推進協議会負担金 108,000円</li> <li>・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 105,000円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業推進協議会会費(川薩地域) 27,900円</li> <li>・川薩広域営農団地農道等整備事業推進協議会負担金 30,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会負担金 91,000円</li> <li>・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 64,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会負担金 33,000円</li> <li>・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 51,000円</li> </ul>	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	
県負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 50,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 特別賦課金 300,000円</li> <li>一般賦課金 3,000円</li> <li>・県市町村農村総合整備事業連絡協議会会費 10,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農業農村整備推進協議会負担金 10,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 10,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会賦課金 23,000円</li> <li>・棚田保全協議会かこしま負担金 20,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 5,000円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 50,000円</li> <li>・県土地改良事業団体連合会 一般賦課金 3,000円</li> <li>特別賦課金 196,200円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集団化推進協議会負担金 4,500円</li> <li>・農業農村整備事業推進協議会負担金10,000円</li> <li>・農業農村整備情報センター負担金 10,000円</li> <li>・(社)農業環境整備センター会費 100,000円</li> <li>・県土会連一般賦課金 3,000円</li> </ul>	・農道台帳賦課金については、全市町村が県土改連に委託している。	
川薩地域負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 7,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地区農業農村整備推進協議会負担金 2,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地区農業農村整備推進協議会負担金 10,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩地区農業農村整備推進協議会負担金900円</li> </ul>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【土地改良事業分担金徴収】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	土地改良事業に要する費用及び県が行う土地改良事業について、土地改良法に基づき町が負担する費用に充てるため、法による分担金及び地方自治法による分担金徴収を行う。	土地改良事業に要する費用及び県が行う土地改良事業について、土地改良法に基づき町が負担する費用に充てるため、法による分担金及び地方自治法による分担金の徴収を行う。	本町が行う小規模土地基盤整備事業に要する経費に充てるため、地方自治法の規定による分担金の徴収に関し、必要な事項を定める。	本町が行う土地改良事業に要する費用及び県が行う土地改良事業について、土地改良法の規定に基づき本町が負担する費用に充てるため、地方自治法の規定による負担金及び分担金の徴収に関し、必要な事項を定める。	
分担金の決定	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助を控除した範囲。	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助を控除した範囲。	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助及び町債を控除した額。	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助を控除した範囲。	
区画整理・暗渠排水事業		・事業費の10% (区画整理については、測量設計費、換地計画費、用地補償費、工事雑費、事務費は分担金対象外とする。)		土地基盤整備に係る事業費の20%	
農道整備事業	・計画幅員5.0m以上 10% ・計画幅員以外のもので計画幅員4.0m以上 20% ・計画幅員3.0m以上4.0m未満 30%	分担金なし		分担金なし	
かんがい排水	・受益戸数の50%を超えるもの 10% ・受益戸数の50%未満のもの 5% ・受益標準面積0.3ha以上 10%	・事業費の10%			
農地等災害復旧事業	・事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の10。	・事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の20。	・事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の20。	施工箇所ごとの事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の60。	
飼料畑造成					
その他					・土地改良区が事業主体となって徴収事務を行っている。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 1 5 農林水産関係事業		【土地改良事業分担金徴収】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針（案）	・土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。			
分野名	下郷村	里村・上郷村・鹿島村	課題・問題点	
目的	本村が行う土地改良事業（条例適用事業）に要する費用の分担金徴収を定める。	該当なし	・各市町村の分担金の種目及び分担金の徴収率が異なっている。また、土地改良区への補助金という形で支出している団体もある。 ・災害復旧事業の分担金の関係上、早急に分担金の種目及び徴収率を統一する必要がある。	
分担金の決定	当該土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額。			
区画整理・暗渠排水事業	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
農道整備事業				
かんがい排水	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
農地等災害復旧事業	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
飼料畑造成	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
その他	・里山等利用促進対策事業 土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の100%の額。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				【土地改良区育成】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。</li> </ul>					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	川内市土地改良区	小野土地改良区	入来町土地改良区	山田土地改良区 南瀬土地改良区	祁答院町土地改良区	
設立	平成13年11月1日	昭和28年12月1日	昭和57年3月27日	山田 昭和28年12月10日 南瀬 昭和30年9月27日	昭和43年3月22日	
組合員	7,837名	96名	1,105名	山田 227名 南瀬 333名	1,364名	
地区面積	2,859ha	23ha	518.8ha	山田189ha 南瀬134ha	996ha	
総代数	185名		55名	総代制度なし	52名	
理事・監事	理事22名 監事3名	理事7名 監事2名	理事18名 監事4名	山田 理事7名 監事2名 南瀬 理事8名 監事3名	理事6名 監事3名	
運営補助方法	運営に必要な経費補助 人的補助	年間通水補助金	運営に必要な経費補助(事務局職員の人件費、臨時職員を含む)	運営に必要な経費補助(定額)	運営に必要な経費補助 事務補助	
事務局職員	市職員5名派遣(事務局長1名)		局長(経済課長)局長補佐(経済課係長兼務)会計主任(事務局1名)		5名(会計主任1名、経済課長、耕地係3名)	
職員の業務内容	農地の保全管理		土地基盤整備事業による借入金の償還事務及び土地改良施設の維持管理		土地基盤整備事業による借入金の償還事務と土地改良施設の維持管理。	
管理施設	ため池、堰、用排水路					
分野名	里村・上甕村・下甕村・鹿島村				課題・問題点	
名称	該当なし				<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金、事務関係全般について、各市町村の土地改良区への関わり合い方が異なるため、時間をかけて調整を行う必要がある。</li> <li>土地改良区の合併についても議論する必要がある。</li> </ul>	
設立						
組合員						
地区面積						
総代数						
理事・監事						
運営補助方法						
事務局職員						
職員の業務内容						
管理施設						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【農村公園維持管理】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町
名称	天神ため池	倉野農村公園 藤本農村公園	ふるさと水と土ふれあい公園	矢立農村公園・会田農村公園・早馬農村公園・桜渡農村公園・湯之元農村公園・關牟田公園・よりみち広場(馬頃尾)中原公園
管理方法	委託契約	管理運営補助	委託契約 (藤川特産品販売所管理組合と管理委託契約を締結)	委託契約・管理運営補助
管理内容	・水流機及び浄化装置の保守点検業務委託 ・草刈り及び清掃等業務委託 ・光熱費、給水負担金等の手続き	・倉野農村公園 中山間地域総合整備事業により造成された公園の伐採及び清掃、又遊具や便所(浄化槽)等の点検・水道料・電気料など管理運営。 ・藤本農村公園 集落環境整備事業により造成された公園の伐採及び清掃、又あずま屋や便所及び相撲場の点検・汲み取り料・電気料・水道料などの管理運営。	浄化槽保守点検業務委託 草刈り、清掃等業務委託	浄化槽等の保守点検・検査委託料 草刈及び清掃等業務委託料 水道・電気料
実績 (平成13年度)	13、14年度実績なし	・倉野農村公園 192,000円 ・藤本農村公園 197,000円	360,000円	・矢立農村公園 4,800千円 ・会田農村公園 6千円 ・早馬農村公園 34千円 ・桜渡農村公園 293千円 ・湯之元農村公園 18千円 ・關牟田公園 523千円 ・よりみち広場(馬頃尾)140千円 ・中原公園 106千円
				課題・問題点 ・各市町村で管理方法が異なるため、時間をかけた調整が必要である。 ・条例を制定し、統一した中での管理が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【生態系保存資料館「アクアタイム」】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	祁答院町	その他市町村		課題・問題点
名称	生態系保存資料館「アクアタイム」	該当なし		・祁答院町の生態系保存資料館の運営である。 ・今後も引き続き管理運営が必要である。
概要	1階 主に川内川水系の淡水魚の水槽、關牟田池の断面水槽、關牟田池の地形模型、デルタビジョン 2階 映写室、図書・閲覧室、關牟田池周辺模型、ベッコウトンが関係展示			
利用時間・休館日	・利用時間 冬時間 午前10時から午後4時まで 夏時間 午前10時から午後5時まで ・休館日 毎週月曜日			
管理	館長 1名、事務受付 1名			
入館者数・入館料	・入館者 14,651人 ・入館料 1,964,360円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業	【県・市町村単独農業農村整備事業】	産業経済部会 農業土木分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																						
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>・ 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
項目	県単独農業農村整備事業・市町村単独農業農村整備事業		課題・問題点																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>県単独農道農村整備事業負担率一覧(単位: %、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">県</th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甕村</th> <th colspan="2">下甕村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>55</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.5</td> <td>27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑作かんがい</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.5</td> <td>27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道一般(基幹)</td> <td>(50)45</td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地保全</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.5</td> <td>27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地開発</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交換分合</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績 (平成13年度)</td> <td></td> <td>55,655</td> <td></td> <td>66,400</td> <td></td> <td>33,900</td> <td></td> <td>34,695</td> <td></td> <td>127,940</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				県	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	かんがい排水	45	45	10	45	10	55										27.5	27.5			畑作かんがい	45																			区画整理	45			45	10											27.5	27.5			農道一般(基幹)	(50)45	(50)55		(50)55		(50)55		(50)55		(50)55						(50)55				暗渠排水	45					25	30													客土	45																			農地保全	45															27.5	27.5			農地開発	45																			交換分合	45																			施設整備	45																			地区				4		4		3		4										実績 (平成13年度)		55,655		66,400		33,900		34,695		127,940										<p>・ 県の要綱に基づき事業の実施を行っているので、事務的には特に問題はないようである。</p> <p>・ 受益者負担金が各市町村徴収する種目、徴収しない種目があり、また負担率についても異なっているので、調整の必要がある</p>
	県	川内市			樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村																																																																																																																																																																																																																																																																						
		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																																																																																																																																						
かんがい排水	45	45	10	45	10	55										27.5	27.5																																																																																																																																																																																																																																																																								
畑作かんがい	45																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区画整理	45			45	10											27.5	27.5																																																																																																																																																																																																																																																																								
農道一般(基幹)	(50)45	(50)55		(50)55		(50)55		(50)55		(50)55						(50)55																																																																																																																																																																																																																																																																									
暗渠排水	45					25	30																																																																																																																																																																																																																																																																																		
客土	45																																																																																																																																																																																																																																																																																								
農地保全	45															27.5	27.5																																																																																																																																																																																																																																																																								
農地開発	45																																																																																																																																																																																																																																																																																								
交換分合	45																																																																																																																																																																																																																																																																																								
施設整備	45																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地区				4		4		3		4																																																																																																																																																																																																																																																																															
実績 (平成13年度)		55,655		66,400		33,900		34,695		127,940																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>市町村単独農道農村整備事業負担率一覧(単位: %、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甕村</th> <th colspan="2">下甕村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績 (平成13年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14,371</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	地区					6															実績 (平成13年度)					14,371															<p>・ 県事業の採択基準に満たない事業を単独で行うもので、事業内容・採択基準の統一、事務手順の整備が必要である。</p>																																																																																																																																																																																																									
	川内市			樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村																																																																																																																																																																																																																																																																							
	市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																																																																																																																																							
地区					6																																																																																																																																																																																																																																																																																				
実績 (平成13年度)					14,371																																																																																																																																																																																																																																																																																				



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業										〔農地農業用施設災害復旧事業等〕				産業経済部会 農業土木分科会																																																																																																																																																																																																																																													
調整方針(案)	・農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。・																																																																																																																																																																																																																																																											
項目	農地農業用施設災害復旧事業・特別災害復旧事業																	課題・問題点																																																																																																																																																																																																																																										
<p>農地農業用施設災害復旧事業負担率一覧(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">農地農業用施設災害復旧事業</th> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">事業概要及び採択基準</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甕村</th> <th colspan="2">下甕村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>農業用施設災害</td> <td rowspan="2">被災金額400千円以上</td> <td>65</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>農地災害</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>5 補助残10%</td> <td>40 補助残20%</td> <td>-</td> <td>10 補助残20%</td> <td>-</td> <td>10 補助残20%</td> <td>30 補助残60%</td> <td>-</td> <td>10以内 補助残20%以内</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25 補助残50%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>受益者負担なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村単独農地農業用施設災害復旧事業負担率一覧(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村単独農地農業用施設災害復旧事業</th> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">目的</th> <th rowspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">対象事業費</th> <th rowspan="2">事業の負担割合</th> <th rowspan="2">実績 (平成13年度)</th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甕村</th> <th colspan="2">下甕村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>公共耕地災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災。</td> <td>農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。</td> <td>13万円以上40万円未満</td> <td>農業用施設のみ実施(工事費13万円以上40万円未満の被災・全額市負担)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。</td> <td>農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。</td> <td>工事費10万円以上40万円未満</td> <td>工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費・10万円×1/2)、農業用施設(工事費・10万円×2/3)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自然災害を受けた農用地のうち公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。</td> <td>農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。</td> <td>工事費10万円以上40万円未満</td> <td>工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費×1/2)、農業用施設(工事費×2/3)</td> <td>1件 198千円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農地は対象外復旧費については、全額町負担。</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>																			農地農業用施設災害復旧事業	分類	事業概要及び採択基準	国	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者		農業用施設災害	被災金額400千円以上	65	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	農地災害	50	45	5 補助残10%	40 補助残20%	-	10 補助残20%	-	10 補助残20%	30 補助残60%	-	10以内 補助残20%以内	-	-	-	-	-	25 補助残50%	-	-	受益者負担なし	市町村単独農地農業用施設災害復旧事業	分類	目的	補助の対象	対象事業費	事業の負担割合	実績 (平成13年度)	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者			公共耕地災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	13万円以上40万円未満	農業用施設のみ実施(工事費13万円以上40万円未満の被災・全額市負担)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし			国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	工事費10万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費・10万円×1/2)、農業用施設(工事費・10万円×2/3)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし			自然災害を受けた農用地のうち公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	工事費10万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費×1/2)、農業用施設(工事費×2/3)	1件 198千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし			農地は対象外復旧費については、全額町負担。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	<p>各市町村農地や農業用施設に対する制度に違いがあり、また制度のある団体、ない団体があり調整を行う必要がある。災害復旧事業という性質上速やかに調整を図る必要がある。</p>	
農地農業用施設災害復旧事業	分類	事業概要及び採択基準	国	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村					鹿島村																																																																																																																																																																																																																																					
				市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																																																																																																					
	農業用施設災害	被災金額400千円以上	65	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-																																																																																																																																																																																																																																							
	農地災害		50	45	5 補助残10%	40 補助残20%	-	10 補助残20%	-	10 補助残20%	30 補助残60%	-	10以内 補助残20%以内	-	-	-	-	-	25 補助残50%	-	-	受益者負担なし																																																																																																																																																																																																																																						
市町村単独農地農業用施設災害復旧事業	分類	目的	補助の対象	対象事業費	事業の負担割合	実績 (平成13年度)	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甕村		下甕村		鹿島村																																																																																																																																																																																																																																					
							市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																																																																																																
		公共耕地災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	13万円以上40万円未満	農業用施設のみ実施(工事費13万円以上40万円未満の被災・全額市負担)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																																																																																																																				
		国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	工事費10万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費・10万円×1/2)、農業用施設(工事費・10万円×2/3)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																																																																																																																				
		自然災害を受けた農用地のうち公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	工事費10万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費×1/2)、農業用施設(工事費×2/3)	1件 198千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																																																																																																																				
		農地は対象外復旧費については、全額町負担。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																																																																																																																				
<p>特別災害復旧事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市単独特別災害復旧事業</th> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">目的</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">実績 (平成13年度)</th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">その他町村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>公共災害復旧事業等の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの工事をされる場合、その経費の一部を補助する。</td> <td>農地及び宅地に係る民有地の崩土除去 対象者 所有者又は借地権者 補助額 崩土除去に要する工事費が75,000円未満は25,000円を控除した額 75,000円以上300,000円以下は2/3の額 300,000円を超える場合は200,000円 *隣接地等から流入し、又は隣接地等へ流出した土砂の除去又は埋戻しを行うための工事</td> <td>3件 333,000円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>																			市単独特別災害復旧事業	分類	目的	内容	実績 (平成13年度)	川内市		その他町村		市	受益者	町	受益者			公共災害復旧事業等の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの工事をされる場合、その経費の一部を補助する。	農地及び宅地に係る民有地の崩土除去 対象者 所有者又は借地権者 補助額 崩土除去に要する工事費が75,000円未満は25,000円を控除した額 75,000円以上300,000円以下は2/3の額 300,000円を超える場合は200,000円 *隣接地等から流入し、又は隣接地等へ流出した土砂の除去又は埋戻しを行うための工事	3件 333,000円	なし	なし	なし	なし	<p>川内市の独自の事業であり、生活環境部、土木部、都市計画、教育委員会と関係のある事業であるので、他の部会の協議を待たなければ結論はでないが、当該事業要綱の中から農地関係分を市単独農地農業用施設災害復旧事業で事業実施できれば、農地分を特別災害事業から除外していただきたい。 他の部会での協議が済んでいないので、今のところ現行で残したい。</p>																																																																																																																																																																																																																			
市単独特別災害復旧事業	分類	目的	内容	実績 (平成13年度)	川内市		その他町村																																																																																																																																																																																																																																																					
					市	受益者	町	受益者																																																																																																																																																																																																																																																				
		公共災害復旧事業等の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの工事をされる場合、その経費の一部を補助する。	農地及び宅地に係る民有地の崩土除去 対象者 所有者又は借地権者 補助額 崩土除去に要する工事費が75,000円未満は25,000円を控除した額 75,000円以上300,000円以下は2/3の額 300,000円を超える場合は200,000円 *隣接地等から流入し、又は隣接地等へ流出した土砂の除去又は埋戻しを行うための工事	3件 333,000円	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																																																																																																																																				



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業				【漁港占用許可】	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・漁港占用許可については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
目的	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
概要	漁港施設を一定期間占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとするものに占用許可を行う。					
占用料						
占用料の減免						
分野名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	課題・問題点	
目的	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	港内の電柱設置などに対する、占用許可事務手続きであり各市町村同様の手続きである。占用料等徴収条例を制定してないため、現在、行政財産使用料として徴収している(川内市)	
概要		小島漁港分の占用許可を作成し、漁港使用者に送付する。	・下甕村長が管理する漁港を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは除去しようとするものに占用許可を行う。 ・占用許可年限は特別に理由があると認めた場合を除くほか一年を超えることが出来ない。	県の漁港内に構築物等を建てたり、場所を利用したりする場合に県に対して占用許可を行う。		
占用料			村条例で徴収規定があるが附則で当分の間使用料は徴収しない旨の規定があるため徴収はしていない。			
占用料の減免			工務又は台風その他の災害のため施設を利用しようとするときは使用料を免除する。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			[漁港使用料徴収]	産業経済部会 水産分科会	
調整方針(案)	・漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野名	上甌村	下甌村	鹿島村	里村	その他市町村	課題・問題点
概要	県条例に基づき、上甌村の県管理漁港の使用料徴収及び納付。	県条例に基づき、県管理漁港所在地の下甌村が手打漁港の使用料を徴収する。	水産業の発展を図り、これらにより国民生活の安定と国民経済の発展とを寄与するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。		該当なし	(その他) 県管理、市町村管理によって漁港使用料納付先は異なるが、これまでの経緯等を踏まえて現行のまま新市に引き継ぐ。県管理漁港の使用料については市町村が漁協等に委託し、徴収している。(商船等について)
対象漁港	中甌漁港 平良漁港	県管理漁港(手打漁港)	蘭牟田漁港	里漁港		
徴収方法	・使用料徴収(稼動橋使用料及び係船料)は村と上甌村漁協と徴収委託契約を結び漁協が徴収し、村が県へ納入する。 ・野積場使用料は、村が納入告知書を発行し村が徴収する。 ・甌島商船フェリーの係船料	徴収料は、毎月ごとに県に納めてから年度末に徴収金額の3分の2を村経由で漁協に交付。 ・甌島商船フェリーの係船料	・蘭牟田漁港を利用した船舶及び施設利用者に月々使用料を徴収する。(漁船は除く) ・甌島商船フェリーの係船料			
委託先	上甌村漁協	下甌村漁協	鹿島村漁協	里村漁協		
徴収の状況	稼動橋使用料及び野積場使用料は徴収金額の3分の2が村へ 係船料は徴収金額の3分の2が漁協へ	使用料の納付(毎月) 委託料の受領(年度末)	使用料の納付(毎月) 委託料の受領(年度末)	使用料無料		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		[水産物地方卸売市場]	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
目的	水産物の消費者への円滑な流通促進	該当なし	・川内市のみ設置されており、移転計画がある。 ・新市になった場合の水産物流を考えると、中心的な市場を整備することが必要であると考えられるが事前調査等が必要になってくる。	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 川内市西開間町2番7号</li> <li>開設年度 昭和25年4月 公設民営</li> <li>敷地面積 1,517.78㎡</li> <li>建物構造 木造平屋建(256㎡)</li> <li>卸売業者 川内魚市場株式会社 (代表取締役社長 鶴屋 賢了)</li> <li>資本金 14,300千円</li> <li>市場手数料 7%</li> <li>買受人手数料 2/1000(H14年11月～)</li> <li>使用料 月3000円+月上額×1/1000×12月 平成11年11月の使用料より1/2を減免している。</li> </ul>			
売上の推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>H11年度 204,916千円</li> <li>H12年度 172,160千円</li> <li>H13年度 153,118千円</li> </ul>			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		[水産関係施設]	産業経済部会 水産分科会	
調整方針(案)	・水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	その他市町村
名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付</li> <li>土地(里村里中樋3788-2)</li> <li>水産加工場施設</li> <li>漁船漁具保全倉庫施設</li> <li>管理委託</li> <li>里村農水産物加工センター</li> <li>里村水産物簡易加工処理施設</li> <li>里村漁船保全修理施設</li> <li>里村加工処理施設</li> <li>里村魚介類畜養施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上甌村ふるさと加工センター</li> <li>上甌村水産物荷さばき施設並びに鮮度保持施設(上甌漁協中甌支所)</li> <li>上甌村水産物鮮度保持施設(冷蔵庫)</li> <li>上甌村資源培養型増殖場陸上育成施設(水槽)</li> <li>上甌村小島漁港上架施設(ドック)</li> <li>上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)中甌港</li> <li>上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)江石港</li> <li>アワビ種苗中間育成事業</li> <li>小島漁港水門管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下甌村離島物産開発センター</li> <li>下甌村離島物産開発センター資材倉庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島村管製氷冷蔵施設</li> <li>鹿島村水産加工センター</li> <li>鹿島村漁船保全修理施設</li> <li>アワビ中間育成施設</li> </ul>	該当なし
管理方法	委託契約(里村漁業協同組合) (甌産業振興公社)	委託契約(上甌村漁業協同組合)	委託契約(下甌村漁業協同組合)	委託契約(鹿島村漁業協同組合)	課題・問題点
実績(平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付</li> <li>土地(里村里中樋3788-2) 無償</li> <li>水産加工場施設 無償</li> <li>漁船漁具保全倉庫施設 無償</li> <li>管理委託</li> <li>里村農水産物加工センター 無償(漁協)</li> <li>里村水産物簡易加工処理施設 無償(漁協)</li> <li>里村漁船保全修理施設 無償(漁協)</li> <li>里村加工処理施設 無償(漁協)</li> <li>里村魚介類畜養施設 無償(甌産業振興公社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上甌村ふるさと加工センター 無償</li> <li>上甌村水産物荷さばき施設並びに鮮度保持施設(上甌漁協中甌支所) 無償</li> <li>上甌村水産物鮮度保持施設(冷蔵庫) 無償</li> <li>上甌村資源培養型増殖場陸上育成施設(水槽) 無償</li> <li>上甌村小島漁港上架施設(ドック) 無償</li> <li>上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)中甌港 無償</li> <li>上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)江石港 無償</li> <li>アワビ種苗中間育成事業 委託料年間600千円</li> <li>小島漁港水門管理委託 委託料年間36千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下甌村離島物産開発センター 無償</li> <li>下甌村離島物産開発センター資材倉庫 無償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島村管製氷冷蔵施設 無償</li> <li>鹿島村水産加工センター 無償</li> <li>鹿島村漁船保全修理施設 無償</li> <li>アワビ中間育成施設 無償</li> </ul>	<p>(加工施設) 村が事業主体となり事業を行い、建物は村所有。 上甌・下甌村は、管理運営を漁港と行ない(無償)使用料は徴収していない現状である。鹿島村は村営で事業を行っている。 (その他) 市町村が施設等を持っているが、管理については漁協等に委託をしている施設としていないものがある。小規模な修理等については、漁協が負担しているが額の大きなものについては村が予算を組んでいる状況である。使用料を徴収していない施設については譲渡も検討しているが、補助事業で導入しているため、耐用年数などの問題も係わってくる。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		[水産観光促進奨励金]	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・水産観光促進奨励金制度については、4村を対象にし、合併時に、上甌村の例により調整する。			
分野名	上甌村	その他市町村	課題・問題点	
目的	本村水産・観光の振興に寄与するため、個人が水産業並びに観光業等の業務に従事又は従事しようとする者(以下「従事者」という。)に対し、資金の一部を助成し豊かな活力に満ちたふるさとを創造することを目的とする。	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業並びに観光業等の業務に従事等するものに対して資金の一部を助成する事業。</li> <li>・上甌村の例により調整し、離島振興対策として甌島地区限定として4村に広げる。</li> <li>・定住構想も関連してくるので、企画課等との調整が必要である。</li> </ul>	
概要	対象事業費は、10,000千円以上。奨励金の額は対象事業費の5%とし、最高限度額は1,000千円。			
実績(平成14年度末)	平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光1件 750千円</li> <li>・水産4件 2,875千円</li> </ul>			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【損失補償並びに利子補給】	産業経済部会 水産分科会	
調整方針(案)	・信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	里村		上甑村		
名称	漁業信用事業利子補給及び損失補償		漁港信用事業実施基盤強化対策事業利子補給		
目的	里村漁業協同組合の信用事業合併時に譲渡不足資金の利子補給を行う。	里村漁業協同組合の信用事業合併時に譲渡不足資金の利子補給並びに損失補償を行う。	上甑村漁協基盤強化対策のため	上甑村漁協基盤強化対策のため	上甑村漁協基盤強化対策のため
概要	漁協組織(信用事業)合併に基づく整備借入金131,000,000円に対する1%の金利資金の融資を受けた平成14年度から償還期限の平成23年度までの合計8,110,000円。	信用事業譲渡不足資金金利補助金 里村漁協に対する信用事業譲渡不足資金金利補助、平成14年度から平成23年度まで実施不足額4,304,000円の補助	漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金150,828,000円に対する1.0%の金利。平成14年から23年まで10,933,976円。	信用事業譲渡に伴う譲渡対価不足資金、110,785,000円に対する1.0%の金利。平成14年～23年まで6,377,159円。	上甑村漁協が信用事業譲渡のため鹿児島県漁業協同組合連合会から融資を受ける借入金に対する損失補償。平成14年～23年まで損失補償金109,564,000円。
分野名	下甑村		鹿島村		その他市町
名称	漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金利子補給補助事業	信用事業譲渡対価資金利子補給補助事業	信用事業譲渡対価資金利子補給補助事業	信用事業譲渡に伴う損失補償並びに利子補給	該当なし
目的	下甑村漁協基盤強化対策のため	下甑村漁協基盤強化対策のため	鹿島村漁協の基盤強化策のため鹿島村漁協に補助する	鹿島村漁協の基盤強化策のため鹿島村漁協に補助する	課題・問題点
概要	・漁協の信用事業譲渡に係る借入金利息支払による漁協の経営悪化を防止するために、村がその利息分1%を漁協に利子助成する。 ・譲渡不足金に対する利子補助。借入額176,143,000円に対する1.0%の金利。平成14～23年まで9,246,000円。	漁協組織緊急再編対策事業で信用事業を譲渡した漁協のうち、漁協が抱える固定化債権等に113,000,000円の融資を行い、その借入に対して利子補給する。 ・漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金。113,000,000円に対する1.0%の金利。平成14年から23年まで8,647,000円。	鹿島村漁協に対する譲渡不足資金利子補助、平成14年～23年まで実施不足額115,712,140円の1% (9,603,822円)の金利補助。 平成14年度～23年度までに44,000,000円の1.45% (3,651,890円)鹿島村漁協に金利補助(この事業は12月議会に提案予定)。	譲渡対価資金60,000,000円に対する1.0%の利子補給並びに損失補償。	・漁協が信用事業譲渡に伴い、県漁業協同組合から融資を受ける借入金に対する損失補償及び利子補給。 ・里村、上甑村、鹿島村、下甑村が各漁協合併のために実施している利子補給事業。漁港の資金借入に対する市町村の利子補給事業であり、平成23年度までの長期事業であるため返済終了まで予算を組む必要がある。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【漁船建造資金利子補助】	産業経済部会 水産分科会	
調整方針(案)	・漁船建造資金利子補助制度については、4村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	下甑村		その他市町村		課題・問題点
名称	下甑村漁船建造資金利子補助		該当なし		下甑村のみ実施。(村単独事業)
目的	本村に在籍する漁船の近代化を促進し、漁業の振興と操業の安定を期するため利子補助を行う。				
対象	総トン20トン未満の漁船建造、取得、又は改造のために借り入れた資金の償還に係る利子。				
概要	利子のうち、7%を上限とし、その範囲内で補助対象者が支払った利子額の1/3の額。				
実績(平成13年度)	延べ支払者 42名。1,707,000円。				